

(趣旨)

第1条 この要綱は、会津美里町吹上台分譲住宅地未分譲地の購入を支援することにより、人口減少の抑制と定住を促進し、もって地域の活性化を図ることを目的に、会津美里町吹上台分譲住宅地（以下「分譲住宅地」という。）を購入し、自ら居住するための住宅を取得する者に対して、予算の範囲内で会津美里町吹上台分譲住宅地購入補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、会津美里町補助金等の交付等に関する規則（平成17年会津美里町規則第44号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところとする。

- (1) 分譲住宅地 分譲住宅地のうち、売買契約がされていない区画とする。
- (2) 住宅 人の居住の用に供する家屋で、自ら居住するために所有する住宅をいい、玄関、トイレ、台所及び居室を有し、利用上の独立性を有するもの。ただし、併用住宅にあつては、居住部分の面積割合が2分の1以上とする。
- (3) 取得 住宅を自己の居住の用に供するため、適正な対価を支払って住宅を新築すること又は建売販売住宅（中古住宅を除く。）を購入し、不動産登記法（平成16年法律第123号）第3条第1号の所有権保存登記を完了したものをいう。
- (4) 父子世帯 配偶者のいない父とその子がいる世帯をいう。
- (5) 母子世帯 配偶者のいない母とその子がいる世帯をいう。
- (6) 若年層世帯 申請日において、世帯員に夫又は妻のいずれかが40歳未満である夫婦（戸籍上婚姻関係にある夫婦をいう。）がいる世帯若しくは父又は母のいずれかが40歳未満である父子世帯及び母子世帯をいう。
- (7) 子育て世帯 申請日において、子（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する9年の普通教育までをいう。）を養育している世帯をいう。

(補助金対象者)

第3条 補助金対象者は、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 平成30年4月1日以降、会津美里町吹上台住宅団地土地売買契約（以下「契約」という。）を締結し、取得した分譲住宅地の所有者であること。
- (2) 1人以上の同居親族を有すること。
- (3) 世帯全員の市町村民税等に滞納がないこと。
- (4) 取得した住宅に継続して10年以上居住する意思があること。
- (5) 取得した住宅に居住する全員が会津美里町暴力団排除条例（平成24年会津美里町条例第11号）に規定する暴力団員、暴力団員等でない者

（補助金の額）

第4条 補助金額は、基本補助金の額及び加算補助金の額の合計額とし、同一世帯又は同一人に対して180万円を上限とする。

（基本補助金の額）

第5条 基本補助金は、次に掲げる額とする。

- (1) 分譲住宅地契約に係る補助金の額は、100万円とする。
- (2) 第3者に、分譲住宅地とともに譲渡することを目的として住宅の建設を行った者からの購入取得に係る補助金の額は、100万円とする。

（加算補助金の額）

第6条 加算補助金の額は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める額を合算した額とする。

- (1) 若年層世帯加算 50万円を加算して補助する。
- (2) 子育て世帯加算 子1人につき10万円（最大3人まで）を加算して補助する。

（補助金の交付申請）

第7条 規則第4条第1項の規定による申請書は、会津美里町吹上台分譲住宅地購入補助金交付申請書（様式第1号）によるものとし、契約の日から12箇月以内に町長に提出しなければならない。

2 規則第4条第2項の規定にかかわらず、申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 世帯全員の住民票の写し

- (2) 土地及び住宅の取得に要する費用が確認できる書類（売買契約書等）
- (3) 居住部分面積が確認できる書類（平面図等）
- (4) 世帯全員の納税証明書
- (5) 誓約書（様式第2号）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
（補助金の交付決定）

第8条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し補助金を交付すべきと認めるときは、規則第7条に関わらず会津美里町吹上台分譲住宅地購入補助金交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（変更の承認）

第9条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、規則第6条第1項の規定に基づき変更の承認を受けようとする場合は、規則第7条に関わらず会津美里町吹上台分譲住宅地購入補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

2 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更とは、補助対象経費の100分の20以内の変更をすることとする。

（申請を取り下げることができる期日）

第10条 規則第9条第1項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

（補助金実績報告書の様式等）

第11条 規則第14条の規定による実績報告は、会津美里町吹上台分譲住宅地購入補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる関係書類を添えて、同条第2項の規定に関わらず住宅を取得し、かつ入居が完了した日から3箇月以内に行うものとする。

- (1) 世帯全員の住民票の写し
- (2) 補助対象に係る土地及び建物の登記事項証明書の写し
- (3) 土地及び住宅の取得に要した費用が確認できる書類（請求書、領収書等）
- (4) 工事完了写真
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による実績報告書の提出があった場合は、規則第15条によるほか、会津美里町吹上台分譲住宅地購入補助金額確定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

3 町長は、前項の審査に際して申請書の居住の実態等について必要な調査をすることができる。

（補助金の返還）

第12条 町長は、規則第18条及び第19条によるほか交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができ、既に支払った補助金の額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（1） 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（2） 補助金を受けた者が住宅の取得の日から10年未満でその住宅を譲渡したとき。

（3） その他、町長が相当の理由があると認めるとき。

2 町長は、前項の規定により返還が命ずるときは、会津美里町吹上台分譲住宅地購入補助金返還請求書（様式第7号）により交付決定者に通知する。

3 第1項第2号の規定により補助金の返還を命じる金額は、住宅取得後の年数に応じ、次のとおりとする。

（1） 1年以内のときは、補助金の全額

（2） 1年を越え2年以内のときは、補助金の10分の9の額

（3） 2年を越え3年以内のときは、補助金の10分の8の額

（4） 3年を越え4年以内のときは、補助金の10分の7の額

（5） 4年を越え5年以内のときは、補助金の10分の6の額

（6） 5年を越え6年以内のときは、補助金の10分の5の額

（7） 6年を越え7年以内のときは、補助金の10分の4の額

（8） 7年を越え8年以内のときは、補助金の10分の3の額

（9） 8年を越え9年以内のときは、補助金の10分の2の額

（10） 9年を越え10年以内のときは、補助金の10分の1の額

4 第2項の規定により返還の請求を受けた交付決定者は、当該請求額を町長が定める期限までに返還しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に交付決定された事業については、なお従前の例による。

附 則 (平成31年3月26日告示第43号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年11月29日告示第47号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の適用の際、現にあるこの要綱の改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の適用の際、現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和2年1月30日告示第10号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の適用の際、現にこの要綱による改正前の会津美里町吹上台分譲住宅地購入補助金交付要綱第7条の規定により行われている補助金の交付申請については、新会津美里町吹上台分譲住宅地購入補助金交付要綱第7条の規定により行われている補助金の交付申請とみなして、これらの規定を適用する。

3 この要綱の適用の際、現にあるこの要綱の改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

4 この要綱の適用の際、現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和3年3月22日告示第26号）

この要綱は、令和3年3月30日から施行する。

会津美里町吹上台分譲住宅地購入補助金交付申請書

年 月 日

会津美里町長

申請者 住所

氏名

印

会津美里町吹上台分譲住宅地購入補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

| | | |
|------------|----------------------------|----------------|
| 補助金交付申請額 | 円 | |
| 補助金交付申請額算出 | 基本補助金分 | |
| | 分譲住宅地契約 | 円 |
| | 建売住宅取得 | 円 |
| | 加算補助金分 | |
| | 若年層世帯加算 | 円 |
| | 子育て世帯加算 100,000円× 人 | 円 |
| 合 計 | 円 | |
| 住所 (住宅取得地) | | |
| 住宅の所有者氏名 | | |
| 申 請 者 | 生 年 月 日 | 年 月 日 (歳) |
| | 電 話 番 号 | 固定 |
| | | 携帯 |
| 同居予定親族 | 人 | |
| 土 地 の 概 要 | 取得年月日 | 年 月 日 |
| | 取 得 価 格 | 円 |
| | 面 積 | m ² |
| 住 宅 の 概 要 | 取得予定年月日 | 年 月 日 |
| | 取得価格 ※建売販売住宅の 場合のみ記入 | 円 |
| | 延 床 面 積 | m ² |
| | 請負又は売買契約日 | |
| 入居予定年月日 | 年 月 日 | |

裏面に続く

※添付書類

- (1) 世帯全員の住民票の写し
- (2) 土地及び住宅の取得に要する費用が確認できる書類（売買契約書等）
- (3) 居住部分の面積が確認できる図面（平面図等）
- (4) 世帯全員の納税証明書
- (5) 誓約書（様式第2号）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

同意書

私は、会津美里町吹上台分譲住宅地購入補助金の交付について、町の職員が私の世帯の住民基本台帳の内容を確認することに同意します。

年 月 日

会津美里町長

氏 名 印

【役場使用欄】 下記は記入しないでください。

| | | |
|-------------------------|--|----------------|
| (1)基本補助金の額 | <input type="checkbox"/> 分譲住宅地契約 | 円 |
| | <input type="checkbox"/> 建売住宅取得 | 円 |
| (2)若年層世帯加算 | <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (50万円) | 円 |
| (3)子育て世帯加算 | <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (人×10万円) | 円 (上限 30万円) |
| (4)補助金交付決定額 (1)+(2)+(3) | | 円 |

誓約書

私は、会津美里町の町民として、補助金の交付を受けた日から10年以上居住することを誓います。

なお、会津美里町吹上台分譲住宅地購入補助金交付要綱第12条第1項各号のいずれかに該当することになったときは、同条第4項の規定に基づき補助金の全部又は一部を返還します。

年 月 日

申請者 住 所

氏 名

印

【説明】

（補助金の返還）

第12条 町長は、規則第18条及び第19条によるほか交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができ、既に支払った補助金の額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- （1）偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2）補助金を受けた者が住宅の取得の日から10年未満でその住宅を譲渡したとき。
- （3）その他、町長が相当の理由があると認めるとき。

会津美里町吹上台分譲住宅地購入補助金交付決定通知書

年 月 日

様

会津美里町長



年 月 日付で申請のあった会津美里町吹上台分譲住宅地購入補助金については、下記のとおり決定しましたので、会津美里町吹上台分譲住宅地購入補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

| | | |
|--------------|---|---|
| 1. 補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| （内訳）分譲住宅地契約分 | | 円 |
| 建売住宅取得分 | | 円 |
| 若年層世帯加算分 | | 円 |
| 子育て世帯加算分 | | 円 |

2 事業内容

会津美里町吹上台分譲住宅地購入補助金申請書（様式第1号）のとおりとする。

3 補助金の交付条件

- (1) 事業を中止し、又は事業の内容を変更する場合は、直ちにその旨を報告すること。
- (2) 事業を完了したときは、速やかに報告すること。（完了の日から30日以内）

4 この通知に不服があるときは、通知を受領した日から起算して10日以内に申請の取下げをすることができる。

会津美里町吹上台分譲住宅地購入補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

会津美里町長

申請者 住所
氏名

㊟

下記により会津美里町吹上台分譲住宅地購入補助金事業の計画を変更（中止・廃止）したいので、会津美里町吹上台分譲住宅地購入補助金交付要綱第9条第1項の規定により申請します。

記

- 1 補助金の交付決定年月日及び番号
- 2 変更（中止・廃止）の理由
- 3 変更（中止・廃止）の内容

会津美里町長

申請者 住所
氏名



会津美里町吹上台分譲住宅地購入補助金実績報告書

会津美里町吹上台分譲住宅地購入補助金交付要綱第11条第1項の規定により、下記のとおり実績報告します。

記

1 補助対象経費及び補助金実績額

| | | |
|----------------|---|---|
| (1) 補助金実績額 | 円 | |
| (内 訳) 分譲住宅地契約分 | | 円 |
| 建売住宅取得分 | | 円 |
| 若年層世帯加算分 | | 円 |
| 子育て世帯加算分 | | 円 |

2 交付決定内容

- (1) 交付決定通知 年 月 日付け 第 号
- (2) 交付決定額 金 円

3 事業完了年月日 年 月 日

※添付書類

- (1) 世帯全員の住民票の写し
- (2) 補助対象に係る土地及び建物の登記事項証明書の写し
- (3) 土地及び住宅の取得に要する費用が確認できる書類（売買契約書等）
- (4) 工事完了写真
- (5) 前各号に定めるもののほか、町長が必要と認める書類

様

会津美里町長



会津美里町吹上台分譲住宅地購入補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった標記補助金について、下記のとおり補助金の額を確定したので、会津美里町吹上台分譲住宅地購入補助金交付要綱第11条第2項の規定により通知します。

記

| 補助金確定額 | 円 | |
|--------------|---|---|
| （内訳）分譲住宅地契約分 | | 円 |
| 建売住宅取得分 | | 円 |
| 若年層世帯加算分 | | 円 |
| 子育て世帯加算分 | | 円 |

会津美里町吹上台分譲住宅地購入補助金返還請求書

年 月 日

様

会津美里町長



会津美里町吹上台分譲住宅地購入補助金交付要綱第12条第2項の規定により、下記のとおり補助金の返還を請求します。

記

1 返還請求額 円
(内訳)

2 返還理由

3 返還期限 年 月 日まで

4 返還方法